

資料提供

令和4年6月7日

課名 環境保全課

担当 岡田

内線 2916

直通 082-511-6706

件名

「第9次水質総量削減計画（案）」等に係る意見募集について

1 趣旨

広島県では、瀬戸内海の水質改善を図るため、昭和54年から8次にわたり、国の総量削減基本方針に基づき水質総量削減計画を策定し、汚濁物質の総量規制等の対策を実施してきました。

この度、国において令和6年度を目標年度とする新たな総量削減基本方針が策定されたことを受けて、第9次の水質総量削減計画及び総量規制基準の案を作成しましたので、県民の皆様からの御意見を募集します。

2 意見募集の内容

概要は別紙添付資料のとおり

- (1) 第9次水質総量削減計画（案）
- (2) 総量規制基準（案）
 - 化学的酸素要求量に係る総量規制基準（案）
 - 窒素含有量に係る総量規制基準（案）
 - リン含有量に係る総量規制基準（案）

3 募集期間

令和4年6月10日（金）～ 令和4年7月15日（金）

4 意見募集に関する資料

次の方法により確認する

- (1) 広島県ホームページ
【県民意見募集（パブリックコメント）】のページ
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/sakugen-boshu.html>
- (2) 閲覧
行政情報コーナー（県庁南館1階）、環境県民局環境保全課（県庁南館3階）、
各厚生環境事務所（支所）及び北部総務事務所総務第二課
※ 所在地は裏面参照

5 意見の提出方法

「御意見記入用紙」（広島県ホームページに掲載）に住所（市区町名まで）、年齢及び御意見を記入の上、次のいずれかの方法で提出する。

なお、御意見を正確に把握するため、電話による御意見の提出は受け付けておりません。

- (1) 郵送 〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県環境県民局環境保全課
（郵送の場合は令和4年7月15日（金）の消印有効）
- (2) ファクシミリ 082-227-4815
- (3) 電子メール kanhozen@pref.hiroshima.lg.jp
（件名に「削減計画パブリックコメント」とお入れください。）
- (4) 窓口への提出 広島県環境県民局環境保全課（県庁南館3階）
- (5) 電子申請 県ホームページの記入フォームから送信してください。

6 意見の反映・個人情報の取り扱い

- (1) お寄せいただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- (2) 個人が識別される情報を除いた上で公表させていただく場合があります。
- (3) 御意見に対する個別の回答は行いません。

（裏面：資料閲覧場所一覧）

(資料閲覧場所)

閲覧場所	所在地	電話番号
行政情報コーナー（県庁南館 1 階）	広島市中区基町 10-52	082-513-2380
広島県環境県民局環境保全課（県庁南館 3 階）	同上	082-513-2918
西部厚生環境事務所 環境管理課	廿日市市桜尾二丁目 2-68	0829-32-1181
西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課	広島市中区基町 10-52	082-228-2111
西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課	呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400
西部東厚生環境事務所 環境管理課	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
東部厚生環境事務所 環境管理課	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課	福山市三吉町一丁目 1-1	084-921-1311
北部厚生環境事務所 環境管理課	三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181
北部総務事務所 総務第二課	庄原市東本町一丁目 4-1	0824-72-2015

※ 土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前 8 時 30 分～午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時を除く。行政情報コーナーは午前 8 時 45 分～午後 5 時まで。）

第9次水質総量削減計画（案）について

1 要旨・目的

- 水質汚濁防止法に基づく法定計画である水質総量削減計画について、令和4年1月に国が定めた方針に対応した第9次計画を策定する。
- 本計画においては、恵み豊かな瀬戸内海の実現に向け、栄養塩類（窒素・りん）と水産資源の関連性に関する科学的知見の集積を目的とした、様々な検討や実証が円滑に行われる環境を整備するため、新たに下水道業における能動的管理運転の実証試験に特化した基準を創設する。

2 現状・背景

- 水質総量削減制度は、人口、産業の集中等により汚濁が著しい閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和54年から8次にわたり実施されている。
- これまでの取組により、瀬戸内海の水質は多くの地域で一定の改善がみられたものの、一部の海域で栄養塩類の不足等による水産資源の減少が指摘されており、現在の水質を悪化しないように留意しつつ、科学的根拠に基づいた栄養塩類の管理が求められている。

3 計画（素案）の概要

(1) 策定に当たっての考え方

- ア 計画については、環境大臣が定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に即して、現在の水質を悪化させないことを目途として目標量の達成を図る。
- イ 計画に基づく総量規制基準については、様々な検討や実証が円滑に行われる環境を整備するため、下水道業において能動的管理運転の実証試験に特化した基準を創設する。

(2) 目標量(国の方針において設定)

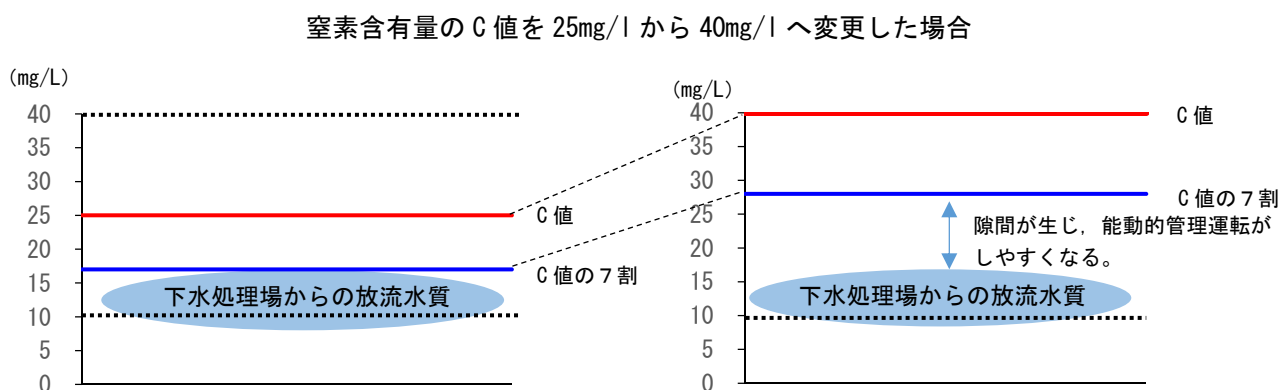
(単位：t/日)

区分	化学的酸素要求量		窒素含有量		りん含有量		
		参考		参考		参考	
	第9次 (R6) 目標	第8次 (R1) 実績	第9次 (R6) 目標	第8次 (R1) 実績	第9次 (R6) 目標	第8次 (R1) 実績	
合計	40	42	42	42	2.5	2.5	
内訳	生活系	13	15	13	13	1.2	1.2
	産業系	20	20	11	12	0.5	0.5
	その他	7	7	18	17	0.8	0.8

(3) 計画に基づく総量規制基準の設定

- 総量規制基準（C値）は，国が業種ごとに定めた上限値及び下限値の範囲内で県が定めることとされている。
- 改正瀬戸法による適切な栄養塩類管理を行っていくためには，栄養塩類と水産資源の関連性に関する科学的知見の集積等が必要であることから，特定の海域において様々な検討や実証が円滑に行われる環境を整備するため，今回，下水道業について，冬季における能動的管理運転の実証試験に特化した基準を創設する。
- なお，下水道業以外の総量規制基準値については，現行基準を継続する。

図1 下水道業におけるC値を変更した場合のイメージ



注1) 実態として，下水道管理者は，基準超過を防ぐため，C値の7割程度で運転

注2) 点線は，国の示す基準値の範囲

表1 下水道業（通常処理）におけるC値を変更した基準案

区分	窒素含有量 (mg/L)		りん含有量 (mg/L)		
	既設	新增設	既設	新增設	
現行基準	25	20	3	2	
変更基準案	通常	25	20	3	2
	実証試験（冬季）	40	30	4	3

(4) 目標達成のための方途等
別紙のとおり

(5) 根拠法令
水質汚濁防止法第4条の3（総量削減計画）
水質汚濁防止法第4条の5（総量削減基準）

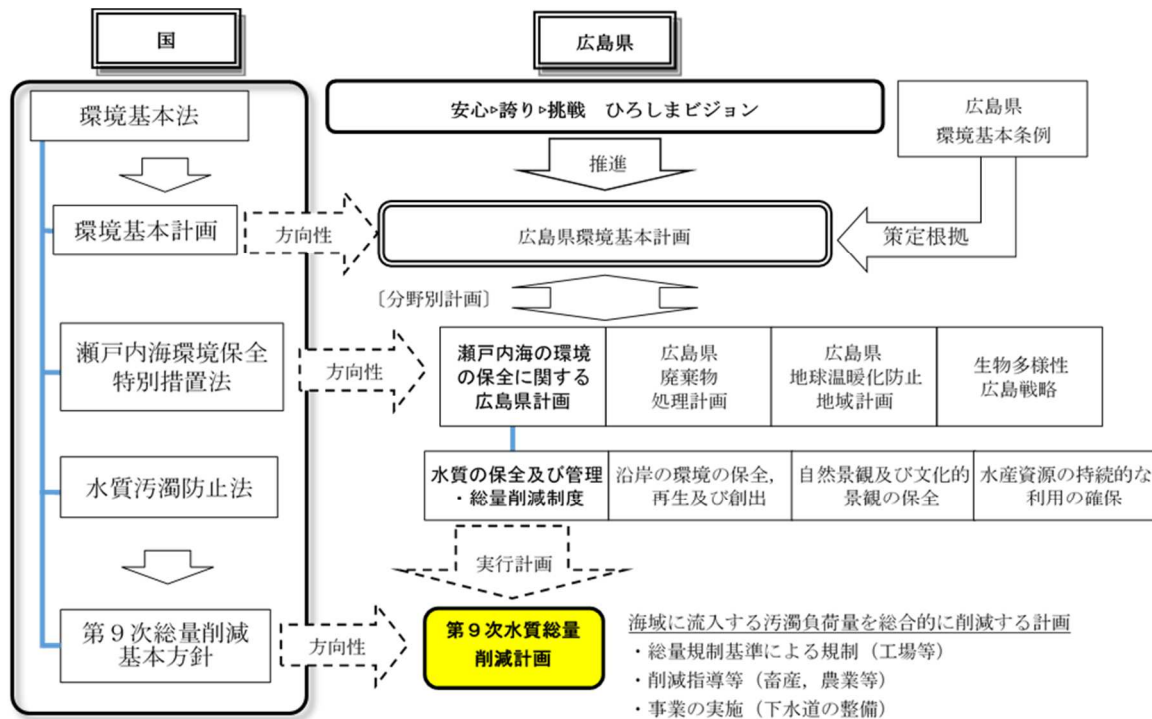
4 スケジュール

年月	内容
令和4年6月～7月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会 ・関係市町，関係団体等への意見聴取 ・パブリックコメント ・環境大臣へ協議
令和4年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定，公表，総量規制基準の施行

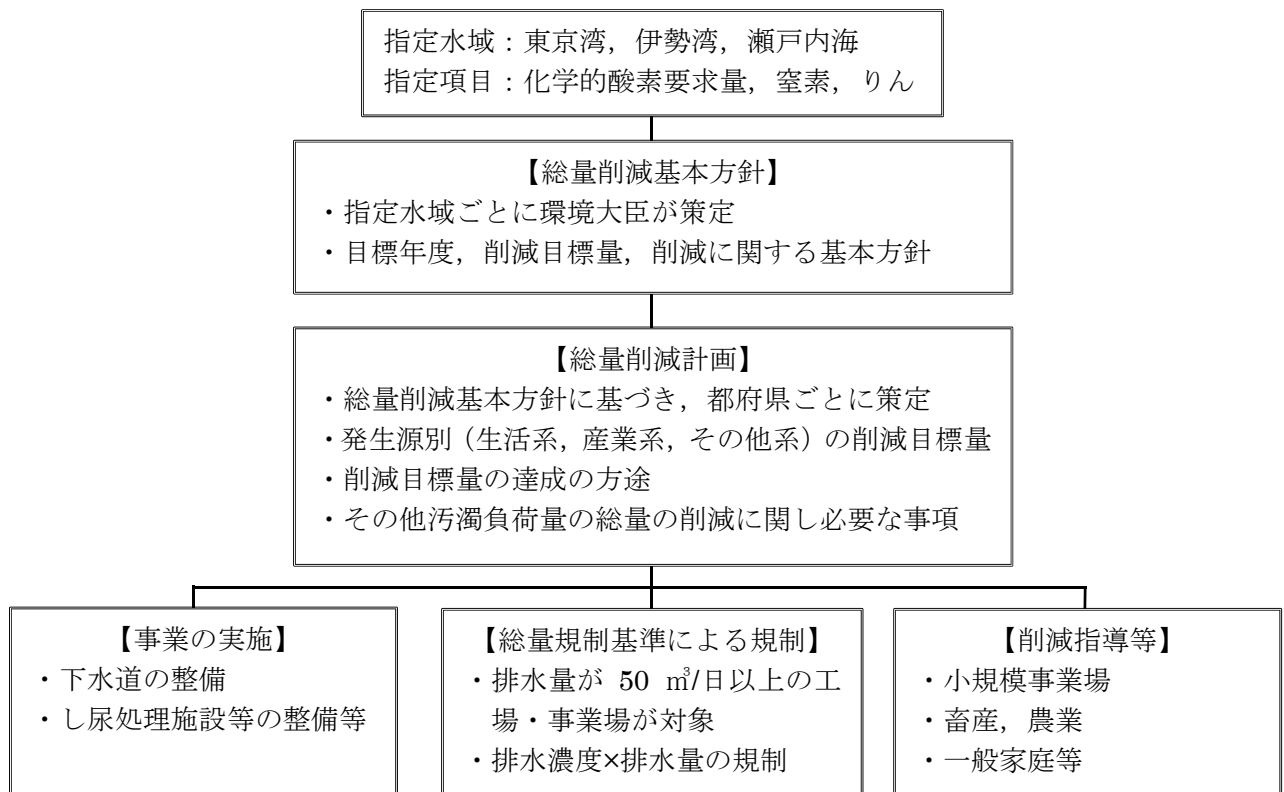
5 その他（関連情報等）

(1) 第9次水質総量削減計画の位置づけ

ひろしまビジョンの環境施策の推進のために策定した広島県環境基本計画の分野別計画である瀬戸内海の水質保全に関する広島県計画の下、水質保全分野の施策実施に係る実行計画である。



(2) 水質総量削減制度の概要



第9次水質総量削減計画（素案）の概要について

1 次期計画の概要とポイント

(1) 記載する項目と内容

環境大臣が定める基本方針及び水質汚濁防止法に定められた計画の記載事項に基づき、発生源別の汚濁負荷量の削減目標量、削減目標量の達成の方途などについて定める。（現計画と同様）

(2) 見直しのポイント

適切な栄養塩類管理を行っていくためには、栄養塩類と水産資源の関連性に関する科学的知見の集積等が必要であることから、様々な検討や実証が円滑に行われる環境を整備するため、実証試験に特化した基準を創設する。

項目	内容	主な変更内容		
		改正（案）	現行	
1	目標年度	令和6年度	令和元年度	
2	削減目標量の達成のための方途	生活排水対策	下水道の整備等 処理人口：2,044千人（広島県汚水適正処理構想に基づく目標のうち指定地域分推計値）	下水道の整備等 処理人口：1,897千人（広島県汚水適正処理構想に基づく目標のうち指定地域分推計値）
			その他の生活排水処理施設の整備 ・浄化槽の設置及び、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進	
			し尿処理施設の整備 ・市町の一般廃棄物処理計画に基づき整備するとともに、維持管理の徹底を促進	
			一般家庭における生活排水対策 ・単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換、合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底	
		産業排水対策	指定地域内事業場に係る対策 ・排水水質の実態や排水処理技術の水準等を勘案し、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底	
			総量規制基準の未適用の事業場に対する対策 ・小規模事業場排水浄化対策推進要領に基づき指導	
	情報発信とその周知及び普及、啓発等	環境学習を推進するとともに、ホームページ等、あるいは環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等を通じて、水質保全意識の普及、啓発		
	その他	水質管理の取組の推進 ・栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究及び国が示すガイドライン等を踏まえ、水質環境基準の達成状況等を考慮したうえで、科学的根拠に基づいた栄養塩類の供給方策を検討 ・検討や実証が円滑に行われる環境を整備するために、実証試験に特化した基準を創設	水質管理の取組の推進 ・栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究等に基づいて、国から在り方が示された場合は、水質環境基準の達成状況等を考慮したうえで、必要な対策を検討	